

社会福祉法人庄やの里 役員等及び評議員の報酬並びに費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人庄やの里（以下「この法人」という。）の役員、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬並びに費用弁償の額並びに支給方法に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等に対しては、職務執行の対価として、報酬を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬等の額)

第3条 この法人の役員等に対する報酬は、別表1に定める額とする。

2 報酬の支給日は、次に定めるところによる。

(1) 報酬が月額で定められている役員（施設長以外の業務執行理事）は、毎月その月分を職員給与規程第9条に規定する日。ただし、賞与及び退職手当は支給しない。

(2) 報酬が日額で定められている役員等は、原則としてその都度

3 報酬が月額で定められている役員が新たに就任した者には、その日から支給し、退任した場合は、退任した日までの額を日割り計算により支給する。日割り計算の方法は、報酬月額に支給する日数を乗じ、その月の現日数で除すものとする。

(費用弁償)

第4条 役員等が、法人の業務のため旅行したときは、その費用弁償として別表2により支給する。

2 費用弁償額は、役員等の居住地から計算し、職員の旅費規定に準じて、交通費の実費額とする。

(補 足)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の議決を得て、評議員会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成23年1月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1 報酬額

区 分	報酬額
業務執行理事	月額 250,000円
理 事	日額 8,000円
評 議 員	日額 8,000円
監 事	日額 8,000円
評議員選任・解任委員	日額 8,000円

別表2 費用弁償

	区 分		
鉄道賃	運賃の等級を2階級以上に区分する路線	下級の旅客運賃	
	運賃の等級を受けていない路線	乗車に要する運賃	
船 賃	運賃の等級を2階級以上に区分する船舶	下級の運賃	
	運賃の等級を設けていない船舶	乗船に要する運賃	
航空賃 車 賃	島内車賃	実 費 バス運賃実費 ただし、自家用車の場合は1 Km につき25円とする。	
		県内車賃は、滞在1日につき	2,000円
		県外車賃は、滞在1日につき	3,000円
日 当	島 内	2,000円	
	島 外	2,500円	
宿泊料	島 内	実 費	
	県 内	10,000円	
	県 外	12,000円	
備考			
1 島外出張で旅行（水路）がカーフェリーを利用する早朝及び深夜にかかる場合は、それぞれ日当に4,000円を加算する。			
2 島外日帰りの場合は、日当に2,000円を加算する。			